広報
みずほ

2007 7 平成19年

発行／瑞穂町　編集／秘書広報課　毎月1回1日発行
〒190-1292　東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335
TEL 042（557）0501（代表）
ホームページ　http://www.town.mizuho.tokyo.jp/

人口と世帯

人口	33，892人	（20人減）
男	17，327人	（7人減）
女	16，565人	（13人減）
世帯	13，240	（14世帯増）
外国人登録数	664人	

6月1日現在
（　）は前月比

No.546

力を合わせて駆け抜けろ

６月２日、二中で行われた体育大会。

一年生の「多摩川くだり」は、各組とも、ゴールを目指しフットワークも軽く、チームワークも見事でした。

おもな内容

『町長への手紙』内容を紹介します		2
情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況		3
みずほ伝言板	NHK公開番組 入場者募集 瑞穂町消防団ポンプ操法審査会　ほか	4～7
インフォメーション	後期高齢者医療制度が始まります　ほか	8～9
福　祉	心身障害者福祉手当・心身障害者（児）交通費等助成金 社会を明るくする運動　ほか	10～11・14
教育委員会からのお知らせ	町営プール始まります 瑞穂町スポーツ・レクリエーション振興計画策定委員募集　ほか	15～19

『町長への手紙』内容を紹介します

町では「町長への手紙」を利用して、町民の皆様から、日ごろお気付きのことや、町政に対するご意見・ご要望・ご提案をいただき、できる限り町政に反映させていくように努めています。

平成18年度は147通180件の「町長への手紙」が届きました。その内訳と主な内容を紹介します。

問合せ
秘書広報課
TEL 557―7497

●内容別内訳

（　）内は件数です

	主な項目	17年度 件数	18年度 件数	主な内容（平成18年度）
1	町の施策	42	43	行政運営(16)、イベント(6)、町長への手紙(5) 教育(4)など
2	職員の対応	10	26	職員の接遇(21)、職員の採用、配置、行動など
3	公共施設の設置・整備	24	24	リサイクルプラザ、エコパーク(4)、箱根ケ崎駅周辺整備(4)テニスコートの貸し出し(2)障がい者の施設の充実(2)など
4	道路や公園の設置・整備	9	24	公園の設置・整備(15)、道路の補修・整備(9)
5	環境	13	16	住環境の整備(5)ゴミ収集(5)ネコ対策(3)など
6	交通	10	13	巡回バスの運行(5)、八高線(4)、交通問題(3)など
7	防災・防犯	10	13	通学路の安全確保(6)防災行政無線の運用(3)、街灯の設置(4)
8	横田基地	8	6	騒音対策(3)米軍再編など
9	その他	6	15	ＰＲなど
	合計	132	180	うち 手紙(82)、メール(74)、その他(24)

町長への手紙について

町民の皆様からお寄せいただいた手紙には、町長がすべて目を通しております。多様なご意見・ご提案をいただく中で、その内容について費用対効果を踏まえ十分精査するとともに、すぐに実施できるものについては実施し、実施に向け総合的な調整が必要なものや、時間を要するものについては、今後の課題として活用させていただいております。

職員対応について

職員へは、お客様に対する接遇や電話応対について、普段から基本的な事項を指導しているところです。職員研修等を行い、愛され、親しまれる役場・職員を目指して努力してまいります。

公園の整備について

町には公園や緑地などが70カ所以上あります。これらの公園などは、パトロールの職員2名が常時巡回して、点検・清掃等を行っております。

砂場などについても巡回の際に点検し、砂の補充や殺菌などを行い、安心して遊んでいただけるよう整備をしています。

八高線の要望活動について

八高線は町の主要交通機関であり、多くの町民の皆様の日常生活に欠かすことのできないものです。八高線利用者の利便性の向上のために、いただいたご意見を参考にしながら、増便や複線化等について、今後も粘り強く要望してまいります。

騒音対策について

町では航空機騒音の固定調査を実施し、国や米軍に対して常駐機による市街地上空での飛行訓練の中止や、ほかの基地からのジェット戦闘機の飛来中止の要請を行っております。

通学路の安全確保について

町では、子どもの交通安全について、信号機の設置を警察へ要望するなどいろいろな取り組みをしております。道路の拡幅や歩道の整備について、地元の声や地権者の意向なども伺いながら、児童・生徒の安全指導を重点に事故防止に努めていきます。

○ご提案等は

「町長への手紙」は、役場、コミュニティセンターなどの町の施設やＪＲ箱根ケ崎駅に用意してあります。

ファクスや町ホームページからもお寄せいただけます。

FAX 556―3401

○回答は

回答が可能な内容について、住所・氏名が記入されている方には、書面にて回答（郵送）します。

メールでお寄せいただいた手紙についても同様とし、メールでの回答はしません。

また、無記名の場合や個人への中傷、個人情報に関するものについては、回答できません。

町ホームページ　http://www.town.mizuho.tokyo.jp

平成18年度

情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況

問合せ　総務課　TEL 557―7495

情報公開制度

■ 情報公開制度とは

町等（町長・教育委員会・選挙管理委員会･議会など）が保有している情報を、町民の皆さんからの請求により公開する制度です。この制度を実施することで、町政がより一層開かれたものとなり、町民の皆さんと町との信頼関係が強化され、公正な町政の運営が図られることを目指しています。

ただし、法令で公開することができないと規定されている情報や、個人のプライバシーに関する情報など、公開できないものもあります。

平成18年度情報公開制度の運用状況

実施機関	請求件数	決定内容			取り下げ	不服申立て	不服申立て取り下げ	不服申立て却下
		全部公開	一部公開	非公開				
町長	19	14	3	0	2	0	0	0
教育委員会	2	1	1	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	2	2	0	0	0	0	0	0
計	23	17	4	0	2	0	0	0

個人情報保護制度

■ 個人情報保護制度とは

町では、日常の業務でたくさんの個人に関する情報を扱い、住民サービスの向上に寄与しています。しかし、その取り扱いに適正を欠いた場合は、皆さんのプライバシーが侵害されることになるため、個人情報の取扱方法を定めたものです。この制度により、町では皆さんの大切な個人情報を厳重に管理し、保護に努めています。

■ 個人情報取扱業務とは

個人情報を扱う事務の目的や内容について町長に届け出を行い、公示することが義務付けられています（取扱事務届出）。また、届け出のあった個人情報は原則として届け出た目的以外に利用したり（目的外利用）、町以外に提供（外部提供）することは禁止していますが、例外として本人の同意が得られている場合や、人の生命や財産を守るため緊急かつやむを得ない場合などについては目的外利用や外部提供が認められています。

平成18年度個人情報取扱事務届出状況

実施機関	取扱事務届出	目的外利用届出	外部提供届出
町長	314(7)	88(5)	98(3)
教育委員会	46(8)	6	5
選挙管理委員会	7	3	3
監査委員	1	0	0
農業委員会	1	0	0
固定資産評価審査委員会	1	0	0
議会	5	1	0
計	375(15)	98(5)	106(3)

※取扱事務の各届出は、平成15年の制度施行時からの延べ件数です。( ) 内が平成18年度に届け出のあった件数です。

■ 自己情報の開示請求とは

町が保管する個人情報は、本人に限り自己情報の開示を請求することができます。平成 18 年度の自己情報開示請求は 1 件でした。

■ 自己情報の訂正等とは

町が保有する個人情報について、自己情報の記載に誤りがあるときには訂正の請求、自己情報が収集の制限を超えて収集されているときには削除の請求、自己情報が個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて利用または提供されているときには目的外利用の中止請求をすることができます。

平成 18 年度の訂正・削除・目的外利用中止請求はありませんでした。